厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	ESCO事業を活用したかもめ図書館 熱源設備等改修事業について	図書館
2	損害賠償請求事件について	経営管理課

令和 2 年 2 月 20 日

ESCO事業を活用したかもめ図書館熱源設備等改修事業について

かもめ図書館の熱源設備は、近年、老朽化に伴う冷暖房機能の低下とともに、故障や不具合が頻繁化しており、更新が必要となっていることから、ESCO事業を活用して熱源設備等の改修を行い、環境負荷の低減と光熱水費の削減を図ることを計画している。

事業者は公募型プロポーザルにより決定することとし、庁内関係部局の副部長等で 構成する選定委員会において提案審査を行い、優先交渉権者を選定した。

今後、優先交渉権者と詳細協議を進め、事業費や事業内容を精査のうえ、予算額を 決定していくこととした。

1 事業概要

- (1) 事業内容
 - ア 熱源設備、照明器具等の省エネルギー改修に伴う設計、施工業務(令和2年度)
 - イ 省エネルギー改修設備の運転管理及び維持管理業務 (令和3年度~12年度)
 - ウ 光熱水費の削減保証と省エネルギー効果を把握するための計測、検証業務 (令和3年度~12年度)

(2) 事業期間

契約締結日から令和13年(2031年)3月31日まで(11年間)

2 審査概要

(1) 審査経過

ア 参加申込者 1者

イ 提 案 者 1者

及びヒアリングを実施

エ 選定委員会 令和元年10月8日から令和2年1月20日までに4回開催

【委員構成】

所 属		職名	備考
小田原市文化部		部 長	委員長
"	企画部	副部長	委 員
"	総務部	副部長	<i>II</i>
"	環境部	副部長	JJ
"	文化部	副部長	"
11	建設部	副部長	"

※アドバイザー 坪田祐二 (東海大学工学部建築学科教授)

中谷彰吾(税理士 東京地方税理士会小田原支部会員)

(2) 審查評価項目

大項目	No.	小項目	
	1	エネルギーサービス事業の実績	
東光字长	2	導入工事期間	
事業実施体制	3	事業資金計画	
	4	契約終了後の対応	
	5	システム構成	
エネルギーサービス	6	ESCO 設備と既存設備の関係	
エイルヤーリーとス	7	サポート・メンテナンス	
	8	緊急時対応	
温晓到度,协议贡献处	9	二酸化炭素排出量の削減効果等	
環境配慮・地域貢献性	10	地域貢献性	
\$\times \times		見積金額	
経済性	12	コスト削減のための提案	

(3) 審査結果

優先交渉権者 アズビル株式会社 (東京都千代田区)

(4) 優先交渉権者の提案の特徴

- ア 老朽化した吸収式冷温水機を高効率の空冷ヒートポンプチラーに更新
- イ 閲覧室や外灯など約 500 箇所の照明を LED 照明に更新
- ウ 空調機の変風量制御化及び外気量制御化
- エ 中央監視装置 BEMS (ビル・エネルギー・マネジメント・システム) 化

3 今後の予定

<令和元年度>

2月~ 優先交渉権者との詳細協議

<令和2年度>

- 6月 市議会6月定例会 補正予算上程(債務負担行為) 国庫補助金交付申請
- 8月 国庫補助金交付の有無決定、ESCO事業の契約締結
- 9月 中央図書館(現かもめ図書館)熱源設備等改修事業の開始 (改修工事完了予定 令和3年1月末)

損害賠償請求事件について

1 事案の概要について

元市職員は、平成30年12月下旬に市立病院の備品としての保管物品や自らの権限を濫用して病院事業会計からの購入物品をインターネットオークションに出品し売却代金を領得し、又は物品の私物使用が発覚し、平成31年2月27日に懲戒免職処分となった。その後、本市は同氏に損害賠償請求の訴えを提起し、3回の口頭弁論を経て、令和2年2月13日に和解が成立した。

2 損害賠償請求事件の経過について

- (1) 事 案 病院の備品購入を巡る被告の不正行為による原告の損害賠償請求
- (2) 原 告 小田原市
- (3)被告元市職員
- (4)請求の概要 損害賠償金6,890,290円(訴訟提起時は626万3,900円)、支払済までの遅延損害金(年5%)及び訴訟費用の負担
- (5) 請求の根拠 民法第709条に基づく不法行為責任

3 これまでの経過概要

年 月 日	内 容
平成31年2月27日	・元市職員を懲戒免職処分
令和元年6月11日	・元市職員に対する債権の執行を保全するため預金債権仮差押え
	の申立て
令和元年6月25日	・裁判所から仮差押えの決定
9月2日	・横浜地方裁判所小田原支部に市が元市職員を被告とする損害賠
	償請求の訴えを提起
10月31日	・第1回口頭弁論(横浜地方裁判所小田原支部)
11月27日	・訴えの変更の申立て (算定上の誤りの訂正で請求額を増額)
12月19日	・第2回口頭弁論(同)
	・被告代理人から和解の希望
	・期日後、和解の内容につき被告側と交渉
令和2年2月13日	・第3回口頭弁論(同)
	本件は結審され、前回の期日後に双方協議して合意した内容で
	裁判上の和解成立

4 和解の概要

- (1) 被告は原告に対して、本件損害賠償債務として 689 万 290 円を支払う。
- (2) 被告は、本件について深く反省し今後本件と同様の行為を行わないことを誓約する。
- (3) 被告に刑事処分を求めない。
- (4) 原告と被告との間には、和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。